

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

私たちは、これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた経済発展により、便利で豊かな生活を享受してきましたが、同時に自然環境に対して大きな負荷をかけることになり、地球温暖化などの問題を引き起こすこととなりました。豊かな自然環境を維持するためには、環境に優しい社会の形成が急務ですが、その中でもごみ問題の解決は差し迫った課題であり、資源を有効に活用する、「循環型社会※1」への更なる推進を図っていくことが不可欠です。

元来、ごみ処理は、ごみを排出する人が自分自身で責任をもって処理・処分することが原則です（原点処理の原則）。しかし、原点処理は、時間的にも経費的にも非効率であることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物の処理を自治体の責務として自治体に行わせることとしています。

本市では、平成7（1995）年度に指定ごみ袋制度を導入し、市民の理解と協力により、大幅なごみ減量を達成するとともに、その後もリサイクルや資源の有効利用に向けて先駆的な取組を行ってきました。

また、平成25（2013）年10月には、基本計画に掲げる四つの重点施策、55の事業及び重点施策に関連するその他の事業の具体的実施方法及び実施時期等について、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、平成31（2019）年2月までに指定ごみ袋無料配布数の削減や事業系ごみ削減に向けた指導強化策など6度の答申を頂き、減量施策を実施してきた結果、事業系ごみについては、一定の減量効果を得ました。また、家庭系についても、減量目標には届かないものの着実に減量は進んできました。

しかし、老朽化している清掃工場の負担を減らし、長寿命化を図ることが必要なことや、ごみを燃やした時に発生する二酸化炭素は、地球温暖化の原因にもなっています。また、まだ食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）が、年間523万トン（令和3年度）となっており、ごみ排出量の増加原因ともなっています。更に最終処分場の埋立容量もひっ迫している現状にあり、将来に不安を残す要因のひとつです。これらの課題の解決には、引き続きごみの減量に取り組んでいく必要があります。

このため、今後も市民、事業者、行政の3者が各々の役割を見直し、協働して新たなごみ減量施策を展開することが重要となっています。

そこで、本市においては基本方針『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を継続し、市民・事業者・行政が協働・連携を強化し、パートナーシップの維持に努め、循環型社会への更なる推進を図ります。

基本方針
～市民・事業者・行政の協働による～
循環型社会への更なる推進

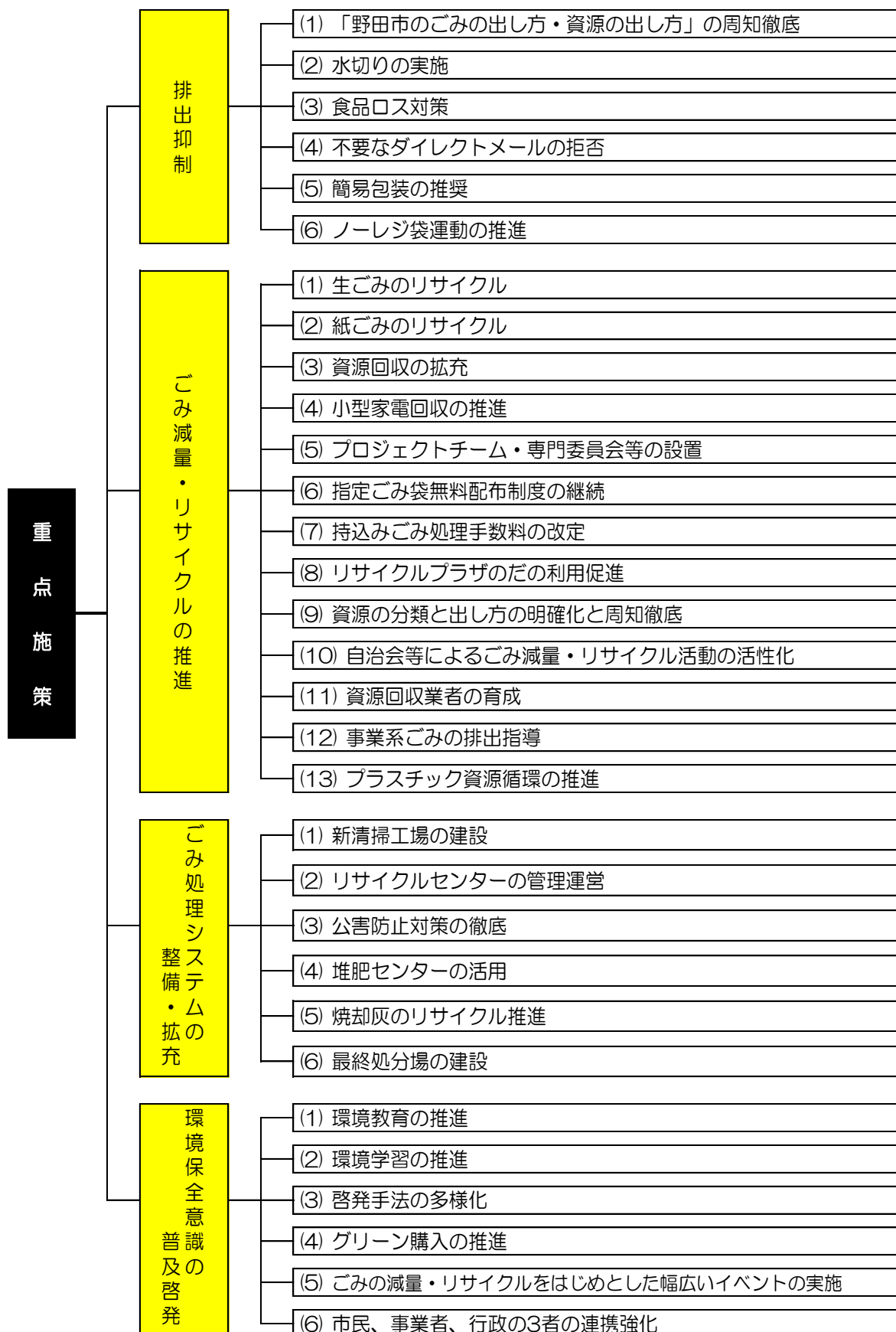
※1 循環型社会とは「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」（出典：循環型社会形成推進基本法）

第2節 施策の体系

基本方針『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』の実現に向けて、①排出抑制、②ごみ減量・リサイクルの推進、③ごみ処理システムの整備・拡充、④環境保全意識の普及啓発の4項目を重点施策として位置付け、次の事項に留意しつつ、確実かつ体系的な計画の推進を図っていきます。

（留意事項）

- （1）施策の体系に掲げる重点施策は、基本計画期間中に実施し、又は実施の検討をすべき施策ですが、具体的な施策の実施については、緊急度、費用対効果などの課題を整理し、更には市の財政状況についても勘案した上で、廃棄物減量等推進員代表者会議の御意見や討議を踏まえ、廃棄物減量等推進審議会に諮り、実施していくこととします。
- （2）4項目の重点施策は、相互に関連する施策も多いことから、具体的な施策の実施に当たっては、この点に十分に配慮し、整合のとれた施策の展開を図っていくこととします。
- （3）緊急度が高く、費用対効果に優れていると考えられる施策又は市民に相当の努力が望まれる施策の具体的実施に当たっては、必要に応じ市民参加によるプロジェクトチーム又は専門委員会を設置し、検討することとします。



第3節 重点施策

1 排出抑制



(1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底

ごみの減量とリサイクルの推進を図るためには、ごみ排出ルールの周知徹底が最も重要であり、適正な排出と排出抑制を図るため、啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を全世帯に配付しています。なお、大きな変更点がない限り、隔年発行を基本とし、市民、事業者の確実な実行を促進します。また、市内在住が増加している外国人も理解できるように外国語版（5か国）の「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を活用し、誰でも正しいごみの出し方ができるように周知し、さらに、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の登録者数も年々増加していることから、アプリの利用促進を図るとともに、内容の充実に努めます。

引き続き、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用し排出ルールの周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を強力に推進していくとともに、市報・市ホームページなどを利用し、ごみの減量・リサイクルの推進について、周知徹底を図ります。

(2) 水切りの実施



生ごみの水切りを実践することは、原点処理である排出源での減量につながり、大きな排出抑制効果が期待できます。そのためには、市民による取組が非常に重要です。

市民一人一人による水切りの実践が減量に効果的であることから、市としてはPR方法も検討しながら積極的に推進していきます。その際、啓発活動の一環として、水分減量方法について、広く市民にアイデアを募集する等、市民各自による水切りへの実践効果の向上方法の一つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討します。

(3) 食品ロス



食品ロスの削減は、可燃ごみの約3割が厨芥ごみとなっている本市にとって、ごみの減量に大きな効果が期待できることから、啓発に努めてきました。

一方、国では、「食品ロス削減推進法」が令和元（2019）年10月1日に施行され、法律に基づく「食品ロス削減基本方針」が令和2（2020）年3月31日に閣議決定されました。

「食品ロス削減推進法」の中で、市町村は「食品ロス削減基本方針」を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていること、また、「食品ロス削減基本方針」において、一般廃棄物処理基本計画の中に食品ロス削減の取組を位置付けられることも考えられるとされていることから、市では、食品ロスの削減のための取組を別節にて定め、「食品ロス削減推進計画」とすることとします。

今後も、食品ロスを削減するため、取り組みなどの周知徹底に努め、積極的に推進していきます。

(4) 不要なダイレクトメールの拒否



ダイレクトメールは、本人の意思に関係なく送付されることから、不要なダイレクトメールの断り方などを紹介します。

(5) 簡易包装の推奨



家庭系ごみの中で大量に排出されている包装紙などの減量化を推進するために、事業者にも簡易包装商品などの導入による環境に配慮した取組を促します。また、市民に対しては、過剰包装の商品や使い捨ての商品をできるだけ買わないよう奨励します。また、簡易包装実施店舗を紹介します。

(6) ノーレジ袋運動の推進



レジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであることから、事業者と連携しマイバッグ運動を奨励するとともに、実施店舗を紹介します。

2 ごみ減量・リサイクルの推進

(1) 生ごみのリサイクル



生ごみのリサイクルは、紙のリサイクルとともに、早期に実施すべき重要な施策であることから、以下の施策について、費用対効果を検証し、効果が期待できる施策を順次実施します。

1) 生ごみの分別回収・資源化（堆肥化）の早期実施

焼却対象ごみに占める割合の高い生ごみ（^{ちゅうがい}厨芥類）について、資源化（堆肥化・飼料化・メタンガス化等）を目的とした分別回収の実施を目指します。

2) コンポスト利用者との連携

生ごみを堆肥化した製品（コンポスト）は、利用者による積極的かつ継続的な活用が不可欠であることから、リサイクルループ（生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の3者間での循環する流れ）の構築を目指します。

3) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大

平成7（1995）年度から開始し、平成28（2016）年度に制度拡充をした「生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の更なる推進により生ごみ処理の普及拡大を図ることとし、その際、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果などを検証します。

また、水分削減とともに分解処理や乾燥処理により減量化した生ごみについては、回収方法や交換制度などの検討を行い、資源化を前提とした更なる排出抑制を目指します。

4) 学校給食における資源化の推進

学校給食で生じた生ごみの資源化を推進します。

5) 事業所における堆肥化処理の促進

生ごみ排出事業者については、有効な減量化策として堆肥化処理に取り組むよう促します。

(2) 紙ごみのリサイクル



紙ごみのリサイクルは、生ごみのリサイクルと同様、以下の施策について、費用対効果を検証しながら、効果の高い施策を順次実施します。

1) 紙類の更なる資源化に向けた分別の周知徹底

平成 25（2013）年度から 3 年間実施した分類調査の結果、依然として紙類が多く含まれるため、紙類の更なる資源化に向けた分別の実施について周知徹底を図ります。

2) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討

本市では、高齢化が進行しており、可燃ごみとして排出される紙おむつも増加傾向にあると考えられることから、衛生面に十分留意しつつ、リサイクル方法を検討します。

(3) 資源回収の拡充



資源回収の拡充策として、現状の集団資源回収を推進していくとともに、新たな資源回収品目の追加や、ごみステーション（集積所）を活用した資源回収の実施も検討します。また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯の回収を進めます。なお、新聞販売店等の民間回収については、共存を図っていくこととします。

(4) 小型家電回収の推進



使用済み小型家電回収の推進については、ごみの減量につながることから、様々な機会を利用してPRするとともに、回収拠点や回収頻度の見直しなど、より効果的な回収システムの構築に取り組みます。

(5) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置

基本計画による方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図ります。

(6) 指定ごみ袋無料配布制度の継続

家庭ごみの処理責任は市にあり、ごみの減量を推進することも重要であることから、最も直接的で有効なごみ減量施策であるため、指定ごみ袋の無料配布を継続することとします。なお、配布数については市民のニーズに合わせ、紙おむつの加算年齢を3歳児まで拡大したことで充足しているため、当面は見直しを行わず、容量選択制により市民の利便性の向上を図ります。

また、指定ごみ袋への環境配慮素材の導入を図ります。

(7) 持込みごみ処理手数料の改定

持込みごみ処理手数料については、平成 27（2015）年 7 月に改定していますが、引き続き、近隣市の処理手数料の動向に注視し必要に応じ見直しを検討します。

(8) リサイクルプラザのだの利用促進



令和 3（2021）年度より場所をイオンノア店内に移動し、名称を「リサイクルプラザのだ」に変更したことにより、イメージアップにつながり利用者も増加しています。

今後も市民にリサイクルプラザのだのPRを含めた施設の周知徹底を図ります。

(9) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底

資源の分別と出し方については、廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図ります。

また、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」について、市民により分かりやすくするため、今後も継続的に見直しを行い、様々な機会を利用して周知徹底を図ります。

(10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化



廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会などとの連携強化を図りながら、集団資源回収の拡大について検討していきます。

また、自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することで、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図っていきます。

(11) 資源回収業者の育成



集団資源回収の継続発展のために、資源回収業者の支援・育成を図ります。

(12) 事業系ごみの排出指導

事業用大規模建築物の所有者へ届出を求めている「減量化計画書」に基づく排出指導の徹底を図ります。中小事業所に対しては、市民、行政との3者の連携への積極的な協力を要請するとともに、施設搬入時における抜き打ち展開検査などを実施し、指導を強化していきます。

(13) プラスチック資源循環の推進



「プラスチック資源循環法」が令和4（2022）年4月1日に施行され、市町村は当該市町村の区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

1) プラスチック製品廃棄物のリサイクル

不燃物として収集されるプラスチック製品廃棄物について、現在実施している容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを継続するとともに、プラスチック資源循環法の対象プラスチックについても、リサイクル手法について検証し、早期の実施を目指します。

3 ごみ処理システムの整備・拡充

(1) 新清掃工場の建設

新清掃工場の建設については、現清掃工場の老朽化に伴い、喫緊の課題として「新清掃工場建設候補地選定審議会」を設置し、数年に渡って議論した結果、平成 30（2018）年 3 月の答申において、船形地区（第二清掃工場隣接地）を最適地として選定されました。

市では答申に基づき、地元住民との協議を進めてまいりましたが、一部住民から反対の意見が出され、協議が難航していた中、新型コロナウイルス感染症のまん延により協議中断が余儀なくされました。協議中断の間、令和 2（2020）年 8 月に洪水ハザードマップの改訂により候補地の浸水深が改訂前より更に深い浸水深に見直されたことから、建設場所として再考せざるを得ない状況となったほか、東京オリンピック関連事業やリニアモーターカー関連事業等の影響による慢性的な人手不足等から建設費が高騰していること、新型コロナウイルス感染症拡大による生活スタイルの変化等によりごみの減量が計画通りに進んでいないこと、近年の豪雨等による災害リスクが高まっており新清掃工場の処理能力そのものの見直しも必要であることなど、答申当時とは建設に係る前提条件が大きく変化した結果、当該地での建設計画を断念せざるを得ない状況となりました。

しかし、新清掃工場の早期建設は喫緊の課題であることに変わりはなく、現清掃工場の長寿命化を図りながら、自区内処理を原則とした新たな候補地の選定を進めるとともに、国の方針に基づいて広域化を進める県とも連携し、建設経費や収集経費などを含めて議論を重ね、他市との広域処理についても検討します。

(2) リサイクルセンターの管理運営

リサイクルセンターについては、適正な管理運営を行うとともに、不燃ごみとして排出される容器包装プラスチック類や混入している金属類、ペットボトル類などを選別して、資源化率の向上を目指します。

(3) 公害防止対策の徹底



施設運用時には、ダイオキシン類などの有害物質の発生を可能な限り低減させるため、厳正な運転管理を行い、公害防止対策の徹底を図ります。なお、大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況については、定期的に「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告するとともに市民に公表します。

(4) 堆肥センターの活用

生産堆肥の需要市場の動向を踏まえ、現在の堆肥センターの活用に努めます。

(5) 焼却灰のリサイクル推進

焼却灰の一部エコセメント化及びスラグ化については、今後の情勢変化を踏まえ検討します。

(6) 最終処分場の建設

最終処分場は、自区内処理を完結させるためには必要な施設ですが、本市では、平成元(1989)年以降、他市の民間処分場に依存しています。

本市は、周囲を河川に囲まれ、優良農地が多く存在していることから、その確保が困難な状況となっていますが、今後も引き続き確保に努めます。

4 環境保全意識の普及啓発

(1) 環境教育の推進



未来を担う子供たちの環境保全意識の高揚を図るため、副読本を充実させ、自発的に環境美化を実践した児童・生徒の表彰を行い、子供たちを発信源とした家庭、地域における環境美化意識の向上などを図ります。

また、子供たちに環境保全の重要性を体感させるため、新清掃工場などのごみ処理施設を拠点とした環境教育の実践を目指します。

(2) 環境学習の推進



最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るため、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置付けることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施などを進めます。

(3) 啓発手法の多様化

市報などを中心とした従来型の広報・指導啓発の強化を図るとともに、ホームページ及びさんあ〜るの活用、分別シートなどの作成・配布、製造メーカーや流通企業への働きかけなど、より多くの市民に環境保全意識の普及を図るため、啓発手法の多様化を進めます。

(4) グリーン購入の推進



市は、グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。また、再利用・資源化された製品の購入に努めます。

なお、事業者にも同様の取組を促していきます。

(5) ごみの減量・リサイクルを始めとした幅広いイベントの実施



ごみの減量・リサイクルに対する市民の意識を高めるため、啓発活動を継続するとともに、不法投棄や地球温暖化といった環境問題全般に関わるイベントの実施に努めます。

(6) 市民、事業者、行政の3者の連携強化



基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図るため、生ごみの堆肥化を実施しているスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう、定期的に市民、事業者、行政の3者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による3者の連携強化を進めます。

第4節 食品ロス削減の推進（野田市食品ロス削減推進計画）

「食品ロス削減推進法」が令和元（2019）年10月1日に施行され、法律に基づく「食品ロス削減基本方針」が令和2（2020）年3月31日に閣議決定されました。

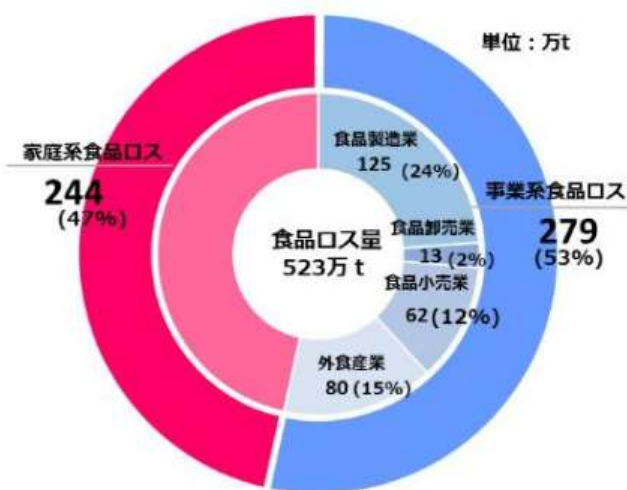
「食品ロス削減推進法」の中で、市町村は「食品ロス削減基本方針」を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされています。また、「食品ロス削減基本方針」において、一般廃棄物処理基本計画の中に食品ロス削減の取組を位置付けることも考えられるとされていることから、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律第13条で規定する「野田市食品ロス削減推進計画」として位置付けるものとします。

食品ロスとは

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本の「食品ロス」は523万トン（農林水産省及び環境省、令和3（2021）年度推計）になります。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧支援量（令和3（2021）年で年間約440万トン）の1.2倍に相当します。

また、食品ロスを国民一人当たりで換算すると“お茶わん約一杯分（約114g）の食べ物”が毎日捨てられていることになります。



出展：食品ロスとは（農林水産省ホームページ）

国民1人当たり食品ロス量

1日 約114g

※ 茶碗約1杯のご飯の量(約150g)に近い量

年間 約42kg

※ 年間1人当たりの米の消費量(約51kg)に近い量



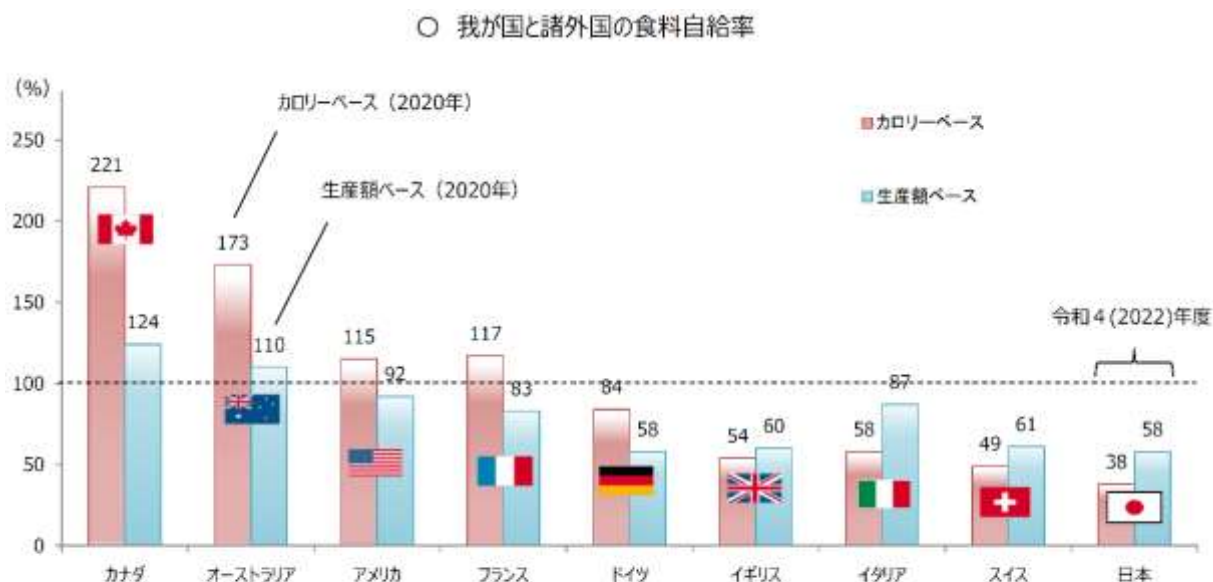
資料：総務省人口推計(2021年10月1日)
令和2年度食料需給表（確定値）

1 食品ロスの削減の推進

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品「食品ロス」の発生は、資源の浪費、処理コストの増加や焼却処理によるCO²排出や焼却灰の埋立て等による環境負荷の増加につながっています。また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食糧を輸入し、食料の多くを輸入に依存している日本において、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、本市としても、削減の推進を図っていかねばなりません。

食品ロスの削減のためには、消費者、事業者（生産者、製造者、販売事業者等）、行政等の各主体が、削減の必要性や自らに求められる役割を理解し、具体的な行動に移すと同時に、相互に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、食品ロスの削減に取り組んだ上でも発生する食品廃棄物については、再生利用の推進が必要です。



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算。（アルコール類等は含まない）
注1：数値は暦年（日本のみ年度）。スイス（カロリーベース）及びイギリス（生産額ベース）については、各政府の公表値を掲載。
注2：畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。

2 食品ロスの削減に向けた取組

(1) 家庭でできる食品ロス削減の紹介

食品ロスを削減するために、家庭でもできる三つのポイントや消費者庁等国や県の実践などを「ごみの出し方・資源の出し方」等で紹介していきます。

(2) 食品関連事業者による食品ロスの削減

製造業や小売店、飲食店などの食品関連事業者に対し、食品ロスの削減に向けた具体的な取組を周知し、削減を推進していきます。

(3) 食品ロスの削減に取り組む事業者の周知

量り売りや小盛りメニューの提供など、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者をホームページ等で市民に紹介していきます。

(4) 発生抑制の推進

家庭や学校において、食べ物の大切さやごみ問題などへの意識啓発を行い、食品廃棄物の発生抑制を推進していきます。

(5) フードバンク・フードドライブの推進

食料の支援を必要とする人への支援を通じた貧困問題の解消のみならず、食品ロスへの関心を高め、分け合う心の醸成を図り、地域の関係性づくり、共助・公助の土台作りといった大切な目的・効果も期待できるフードバンク・フードドライブの活動を周知啓発していきます。

第5節 減量目標及びごみ量の予測

1 減量目標値の設定

減量目標値は、家庭系と事業系について個々に目標値を定めました。数値は、人口変動に影響を受けない1人1日当たりの排出量を基準値としました。本市では、現在、新清掃工場の建設を計画しており、「安全・安心」な施設建設はもちろんですが、可能な限りの減量化施策を進める必要があります。また、一方ではカーボンニュートラル推進、将来的な最終処分場の容量不足など廃棄物を取り巻く環境は厳しい状況です。そのため、市民、事業者、行政が協働して実効性の高い施策に取り組むため、具体的な数値目標を設定していく必要があります。

目標設定に当たっては、前計画で定めた基準年度（平成22（2010）年度）に対し20%削減を継続し、令和15（2033）年度までとします。なお、令和4（2022）年度の実績では9.6%の削減率となっていることから、実質10.4%の削減となりますが、市民にとっては厳しい削減であっても、市民一人一人が減量意識を持ち、適正な分別や、水切り、食品ロスの削減等の減量施策に取り組むことにより、決して達成できない指標ではないと考えています。

2 減量目標に基づくごみ量の予測

減量目標値に基づく本市における家庭系ごみ、事業系ごみ量の推計値（排出源単位）は、次のように見込まれます。なお、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総排出量、再生利用量、最終処分量は、表4-4-1に示すとおりです。また、表4-4-2及び図4-4-1は目標値を年度別に示したものです。

本市における将来ごみ排出量の目標				
区 分	家庭系ごみ1人1日平均排出量 (家庭系ごみ排出量)		事業系ごみ1人1日平均排出量 (事業系ごみ排出量)	
基準年度 平成22（2010） 年度	419g／人・日 (24,030t／年)		220g／人・日 (12,609t／年)	
	現状推移 g／人・日(t／年) 対令和22 (2010) 年度比	将来目標値 g／人・日(t／年) 対令和22 (2010) 年度比	現状推移 g／人・日(t／年) 対令和22 (2010) 年度比	将来目標値 g／人・日(t／年) 対令和22 (2010) 年度比
目標年度 令和15（2033） 年度	392(21,589) 94%	352(19,395) 84%	164(9,032) 75%	159(8,734) 72%

※集団資源回収、剪定枝等分は、含まず。
※家庭系排出量は収集量、事業系排出量は直接搬入量とした。

表 4-4-1 目標値に対する結果のまとめ

項 目	平成 22 年度 (2010)	平成 28 年度 (2016)	令和 4 年度 (2022)
総 排 出 量	49,049 t —	43,441t (11.4%減少)	39,358t (19.7%減少)
収集ごみ	24,030t	23,184t	22,978t
直接搬入ごみ	12,609t	9,398t	9,408t
集団資源回収	8,118t	5,631t	3,818t
剪定枝等	4,232t	5,102t	3,034t
小型家電	—	68t	89t
その他	59t	58t	32t
再 生 利 用 量	16,549t	12,863t (22.3%減少)	8,927t (46.1%減少)
最 終 処 分 量	5,233t —	5,976t (14.2%増加)	6,244t (19.3%増加)

注：（ ）内は、平成 22 年度比

※ 減量目標値（20％）は、収集ごみと直接搬入ごみの合算量について設定

※ 平成 22 年度実績の総排出量と内訳の合計は、端数処理しているため一致しません。

※ 平成 30 年 3 月の改定から総排出量に、その他（蛍光灯、乾電池）を加えているため、前期計画の総排出量とは一致しません。

表 4-4-2 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の予測結果 (t/年)

年度／区分	家庭系		事業系		合計	
	実績		実績		実績	
平成30年度 (2018)	23,064		9,553		32,617	
令和元年度 (2019)	23,166		9,798		32,964	
令和2年度 (2020)	23,840		9,888		33,729	
令和3年度 (2021)	23,425		9,873		33,298	
令和4年度 (2022)	22,978		9,408		32,386	
年度／区分	現状推移	減量化	現状推移	減量化	現状推移	減量化
令和5年度 (2023)	22,491	22,750	10,177	9,388	32,668	32,139
令和6年度 (2024)	22,378	22,398	10,039	9,317	32,417	31,715
令和7年度 (2025)	22,326	22,108	9,929	9,272	32,254	31,380
令和8年度 (2026)	22,219	21,764	9,794	9,204	32,013	30,967
令和9年度 (2027)	22,172	21,480	9,686	9,161	31,859	30,640
令和10年度 (2028)	22,061	21,080	9,582	9,068	31,643	30,148
令和11年度 (2029)	21,955	20,740	9,449	9,001	31,404	29,740
令和12年度 (2030)	21,849	20,401	9,316	8,934	31,166	29,335
令和13年度 (2031)	21,804	20,119	9,265	8,891	31,069	29,010
令和14年度 (2032)	21,694	19,729	9,108	8,800	30,802	28,529
令和15年度 (2033)	21,589	19,395	9,032	8,734	30,622	28,128

※資源物は除く

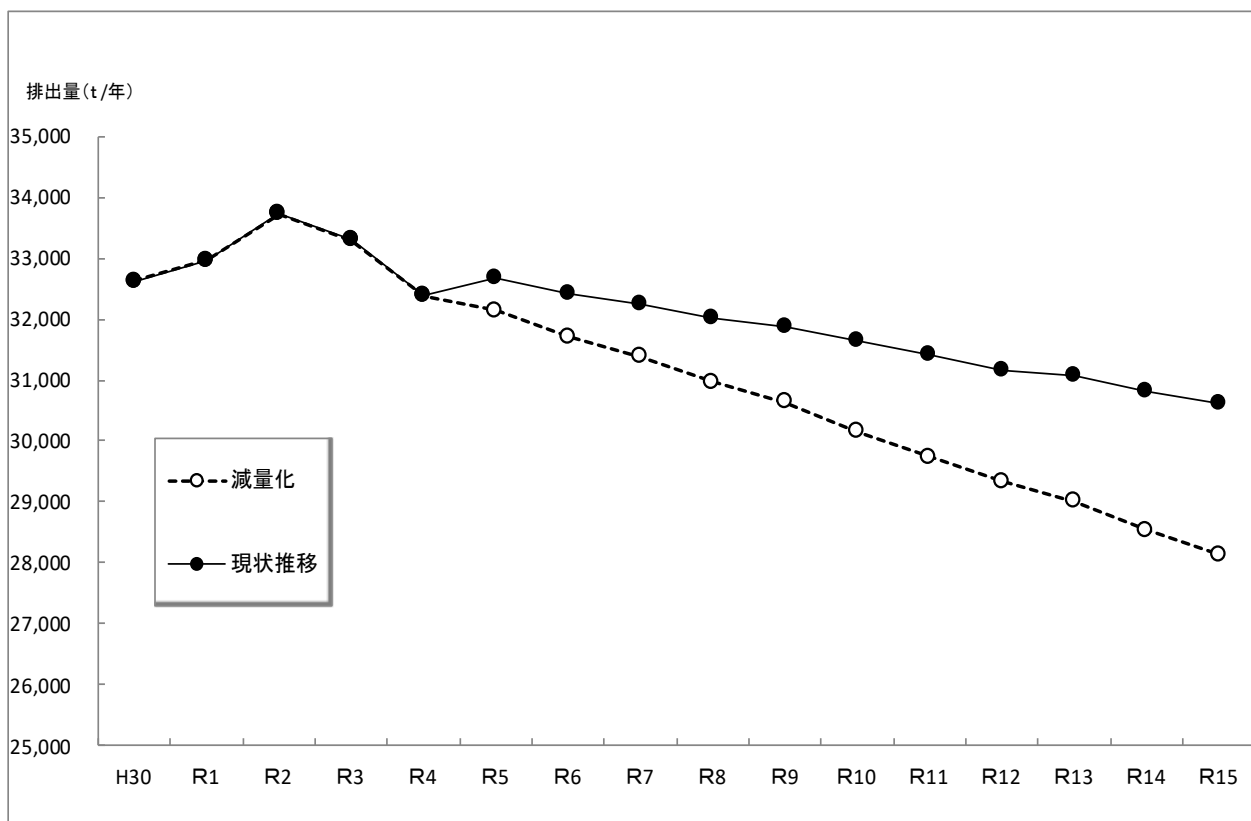


図 4-4-1 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の予測結果